

2007年9月12日  
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

診療報酬の請求及び調定事務に係るコンピュータ処理について  
(答申)

2007年8月31日付けで諮問(第267号)された診療報酬の請求及び調定事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

現在、市民病院では診療報酬請求を行う際、医療総合情報システムによる電算処理により出力した診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を診療報酬請求書に添えて請求(平成16年7月8日付答申第131号で承認済み)しているが、平成18年4月10日付けで療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第111号。以下「請求省令」という。)が公布され、保険医療機関・保険薬局による診療報酬の請求方法として新たにオンラインによる方法が追加されるとともに、一定期間後は保険医療機関等の種別や規模、レセプトコンピュータの状況等に応じて、順次オンラインによる方法に限定することとされた。このことから市民病院は規模等により平成20年4月1日までにはオンライン請求しなければならないこととなった。オンライン請求にあたっては、国から

の要請を受けた社会保険診療報酬支払基金と社団法人国民健康保険中央会が共同で基盤整備を行い、オンライン請求システムを構築した。オンライン請求システムは保険医療機関・保険薬局と審査支払機関と保険者等を全国規模のネットワーク回線で結び、レセプト電算処理システムにおける診療報酬等の請求データ（以下「レセプトデータ」という。）をオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステムである。通信回線については、ISDN回線を利用したダイヤルアップ接続又は閉域IP網を利用したIP-VPN接続によるものとされており、インターネットによる接続はできないこととされている。

また、厚生労働省からの通知により、電子証明書による相手認証及びデータの暗号化対策、ID・パスワードによる厳格なユーザ管理を行うなどセキュリティ対策を十分講じることとされている。

(2) コンピュータ処理する必要性

請求省令の改正により、平成20年4月1日まではオンライン請求を実施することが義務づけられた。厚生労働省は、オンライン請求の目的として医療保険事務のコストの大幅削減とレセプトのデータベース化、その疫学的活用により予防医療等を推進し、国民医療費を適正化することとしている。事務処理については、レセプト電算処理システムで請求するレセプトデータを磁気媒体（MO）によりオンライン請求で使用するパソコン（院内LANとは未接続）に取り込み、神奈川県診療報酬支払基金（以下「県支払基金」という。）及び神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「県国保連」という。）に送信する。送信されたデータは、認証局（社会保険・国民健康保険共同）を経由し、県支払基金及び県国保連では、送信されたレセプトデータをWebサーバで受け付け、既存のシステムに接続し、事務処理を行うこととなる。

(3) コンピュータ処理する個人情報

レセプトの内容

|   |          |   |             |   |          |   |        |
|---|----------|---|-------------|---|----------|---|--------|
| ア | 被保険者氏名   | イ | 性別          | ウ | 生年月日     | エ | 公費負担医療 |
| オ | 傷病名      | カ | 医療機関名       | キ | 診療科名     | ク | 診療報酬点数 |
| コ | 診療内容     | サ | 診療開始日及び診療日数 | シ | 診療日      |   |        |
| ス | 入院又は外来区分 | セ | 保険者番号       | ソ | 被保険者記号番号 |   |        |
| タ | 給付割合     |   |             |   |          |   |        |

(4) システムの機器構成

病院総務課医療情報管理担当に設置されている機器

端末1台・プリンター1台

(5) 安全対策及び業務の処理体制について

藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市民病院情報セキュリティポリシーに基づき運用するとともに厚生労働省より示された「レセプトのオ

ンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」に基づき事務を執行する。

なお、本オンライン請求システムの管理責任者を病院総務課長とし、業務を行う事務室は、職員の退庁とともに施錠し、鍵は職員の出勤時まで警備員室で管理する。

<主なセキュリティ対策>

ア 認証

(ア) 電子証明書による認証（正当な相手であることを相互に認証する機能）

(イ) ユーザーID・パスワード（正当な権限者であることを確認する機能）

イ システム

(ア) 送信及び受信ログの保管（レセプトデータの送受信に関する事実を確認できる機能）

(イ) 不正アクセスの監視（ネットワークの利用に際して、許可されていない者による不正アクセスを防止する機能）

ウ ネットワーク

(ア) 閉域IP網を利用したIP-VPN接続（レセプトデータの機密性を確保する機能）

(イ) SSL暗号化通信（レセプトデータの機密性を確保する機能）

(6) 実施時期

2007年10月実施予定

(7) 提出資料

ア 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（抄）

イ オンライン請求に向けたスケジュール

ウ オンライン請求システムの概要

エ 受付・事務点検ASPについて

オ レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン

カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

請求省令の改正により、平成20年4月1日までにはオンライン請求を実施

することが義務づけられた。厚生労働省は、オンライン請求の目的として医療保険事務のコストの大幅削減とレセプトのデータベース化、その疫学的活用により予防医療等を推進し、国民医療費を適正化することとしている。事務処理については、レセプト電算処理システムで請求するレセプトデータを磁気媒体（MO）によりオンライン請求で使用するパソコン（院内LANとは未接続）に取り込み、県支払基金及び県国保連に送信する。送信されたデータは、認証局（基金・国保共同）を經由し、県支払基金及び県国保連では、送信されたレセプトデータをWebサーバで受け付け、既存のシステムに接続し、事務処理を行うこととなる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

## (2) 安全対策について

実施機関では、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市民病院情報セキュリティポリシーに基づき運用するとともに厚生労働省より示された「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」に基づき事務を執行することとしている。

なお、本オンライン請求システムの管理責任者を病院総務課長とし、業務を行う事務室は、職員の退庁とともに施錠し、鍵は職員の出勤時まで警備員室で管理する。

### <主なセキュリティ対策>

#### ア 認証

(ア) 電子証明書による認証（正当な相手であることを相互に認証する機能）

(イ) ユーザーID・パスワード（正当な権限者であることを確認する機能）

#### イ システム

(ア) 送信及び受信ログの保管（レセプトデータの送受信に関する事実を確認できる機能）

(イ) 不正アクセスの監視（ネットワークの利用に際して、許可されていない者による不正アクセスを防止する機能）

#### ウ ネットワーク

(ア) 閉域IP網を利用したIP-VPN接続（レセプトデータの機密性を確保する機能）

(イ) SSL暗号化通信（レセプトデータの機密性を確保する機能）

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上